㊥

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年２月１日

北海道市町村職員退職手当組合
組 合 長　宮　本　憲　幸

北海道市町村職員退職手当組合条例第５号

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和５７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「含む。」の次に「第１０条第２項において「勤務日数」という。」を、「１８日」の次に「（１月間の日数（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第４条の２の規定に基づき組合市町村が条例で定める休日の日数及び地方公務員法第２４条第５項の規定に基づき組合市町村が条例で定める休日の日数は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあっては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第１０条第２項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第４条第１項第５号及び第５条第１項第９号中「１５年」を「２０年」に改める。

第１０条第２項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「１８日」を「職員みなし日数」に改める。

附則第８項を次のように改める。

８　削除

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。